



令和5年第13回総会

会 議 録

期 日 令和5年12月27日  
場 所 枕崎市妙見センター

枕崎市農業委員会

# 令和5年第13回枕崎市農業委員会総会

## 会期・議事日程及び会議日程

1. 会 期 1日 令和5年12月27日（水）

### 2. 議事日程

日程番号	議案番号	件 名
1		会期について
2	60	農用地利用集積計画の一部を取り消す同意について
3	61	農地法第3条許可申請について
4	62	農業振興地域整備計画変更協議に係る軽微な変更のための意見書（案）について
5	63	農地法第4条許可申請について
6	64	農地法第5条許可申請について
7	65	農用地利用集積計画の調整について

### 3. 会議日程

月 日	時 間	内 容
12月27日	午前9時	1. 開 会
		2. 会議録署名委員の指名
		3. 開 議
		4. 会期について 日程第1号
		5. 議案上程 日程第2号～日程第7号
		6. 提案理由の説明、質疑
		7. 討論、表決
		8. 閉 会
		9. 全員協議会

本日の出席委員は次のとおり

役職名	議席番号	委員氏名	委員・推進委員別
会長	1番	天達範隆	農業委員
	2番	今給黎龍浪	農業委員
	3番	水野正子	農業委員
	4番	篠原正	農業委員
	5番	畑野真人	農業委員
	6番	園田和寛	農業委員
	7番	原田克子	農業委員
	8番	眞茅文男	農業委員
	9番	白澤千恵子	農業委員
会長代理	10番	俵積田広昭	農業委員
	11番	中原敬彦	農地利用最適化推進委員
	12番	俵積田正康	農地利用最適化推進委員
	13番	有村貞雄	農地利用最適化推進委員
	14番	白澤敦行	農地利用最適化推進委員

本日の書記は次のとおり

局長兼農業振興係長 永江靖博  
農地係長 前原光博  
農地係参事補 新屋敷嘉一

午前 9 時 00 分 開会

議長 令和 5 年第 13 回農業委員会総会を本日招集しましたところ、出席委員 14 名で定足数に達しておりますので、ただいまから開会いたします。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりですので、ご了承願います。

ここで、本総会の会議録署名委員を指名いたします。14 番白澤敦行委員、2 番今給黎委員をお願いいたします。

日程第 1 号会期についてを議題といたします。

お諮りいたします。

本総会の会期は、本日 1 日限りとしてはと思いますが、御異議ありませんか。

(異議なしと呼ぶものあり)

異議なしと認めます。

よって、本総会の会期は、本日 1 日限りと決定いたしました。

次に、日程第 2 号農用地利用集積計画の一部を取り消す同意についてを議題といたします。

議案内容について、事務局に説明をお願いいたします。

事務局 日程第 2 号議案第 60 号農用地利用集積計画の一部を取り消す同意について説明いたします。1 ページをご覧ください。

大字、字、地番、地目、面積等につきましては議案書に記載のとおりです。

整理番号 59 号から 78 号までの合意解約は、利用権設定を受けた者〇〇〇〇さん外 19 名、利用権設定をした者〇〇〇〇さん外 19 名です。

解約面積は畑が 24 筆で 32,232 m<sup>2</sup>合計 24 筆で 32,232 m<sup>2</sup>です。

以上農地法第 18 条第 6 項の規定により申し出がありましたので審議をお願いいたします。これで説明を終わります。

議長 ただいまの説明並びに関係議題に対し、質疑・意見はありませんか。

(質疑なしと呼ぶものあり)

ないようですので、質疑・意見を終結いたします。

お諮りいたします。

日程第 2 号農用地利用集積計画の一部を取り消す同意について、整理番号 59 号から 78 号については、説明のとおり同意することに御異議ありませんか。

(異議なしと呼ぶものあり)

異議なしと認めます。

よって、議案第 60 号は、同意することに決定いたしました。

次に、日程第 3 号農地法第 3 条許可申請についてを議題といたします。

まず、議案内容について、事務局に説明をお願いします。

事務局 今月の農地法第 3 条の許可申請は 1 件で所有権の移転に関する申請です。

整理番号 37 号の申請地は、

別府東町〇〇番、畑、2,324 m<sup>2</sup>

別府東町〇〇番，畑，1,417 m<sup>2</sup>

別府東町〇〇番，畑，1,655 m<sup>2</sup>

別府東町〇〇番，畑，1,109 m<sup>2</sup>

合計6,505 m<sup>2</sup>です。

譲渡人は，〇〇〇〇さん，無職，86歳，指宿市にお住まいです。

譲受人は，〇〇〇〇さん，農業，82歳，瀬戸町にお住まいです。

譲渡事由は，相手方の要望，譲受人の規模拡大ということでもあります。

申請地については4ページに掲載してあります。

申請地別府東町〇〇番は別府中学校より北側約〇〇mに位置します。

別府東町〇〇番・〇〇番は別府中学校より南側約〇〇mに位置します。

別府東町〇〇番は別府中学校より南南東側約〇〇mに位置します。

整理番号37号においては，調査書にあるとおり，農地法第3条第2項各号には該当せず，また，機械，労働力，技術，地域との関係などをみても問題ないことから許可要件をすべて満たしていると考えます。

以上，説明を終わります。

議長 次に，調査員から，現地調査の結果報告並びに補足説明をお願いします。

整理番号37号について，俵積田広昭委員をお願いします。

10番（俵積田広昭委員）整理番号37号について報告いたします。

12月9日に譲受人の立ち会いのもと現地確認を行いました。

譲受人は，瀬戸集落に居住しお茶を栽培しています。

申請地は全て譲受人が，お茶を栽培しています。

位置関係は事務局のとおりです。

申請地は全て東側と西側が市道，南側と北側が畑となっています。

権利取得後もこれまで同様の営農を行う計画で，本件の権利取得により，周辺の農地の農業上の効率的かつ総合的な利用の確保に支障は生じないものと考えられ，問題のない申請ではないかと思われま。

以上報告を終わります。

議長 ただいまの報告並びに関係議題に対し，質疑・意見はありませんか。

（質疑なしと呼ぶものあり）

ないようですので，質疑・意見を終結いたします。

お諮りいたします。

日程第3号農地法第3条許可申請の整理番号37号については，許可することに御異議ありませんか。

（異議なしと呼ぶものあり）

異議なしと認めます。

よって，議案第61号は，申請のとおり許可することに決定いたしました。

ここで，農業委員会等に関する法律31条の規定により，白澤敦行委員の退席をお願いいたします。

(白澤委員除斥)

次に日程第4号、農業振興地域整備計画変更認可申請に係る軽微な変更のための意見書(案)についてを、議題といたします。

それでは、議案内容について、事務局に説明をお願いします。

事務局 日程第4号議案第62号整理番号3号の農業振興地域整備計画変更協議に係る意見(案)について説明いたします。

議案書の5~6ページをご覧ください。

申請人は大塚中町の〇〇〇〇さんです。申請人は枕崎市大塚で花き栽培を営んでいます。

申請地は大塚中町〇〇番外2筆で大塚中町の旧NTT社宅より北西〇〇mに位置しています。

申請地は、北側は花きハウス、南側は畑となっています。

今回、出荷作業の効率化を図るため、キクの選花場を建築します。

農用地区域の利用上の支障、集団性の保持、担い手に対する利用集積への影響は軽微であり、農業振興地域内ではありますが農用地利用計画変更についてはやむを得ないものと思われま

す。以上で議案の説明を終わります。

議長 次に、調査結果について、調査員の報告をお願いします。

整理番号3号について、今給黎委員をお願いします。

2番(今給黎委員) 12月15日、篠原委員、事務局の前原係長、新屋敷さんと、申請人の〇〇〇〇さん、〇〇行政書士立会いのもと、現地調査を行いました。

申請地の状況は、事務局から説明があったとおりです。

本申請地は、農用地区内農地に農業用施設・選花場を建設するものであり、隣接する農地所有者の同意も得ており、周囲の農地利用に影響を及ぼさないことから、農業振興地域整備計画変更については特に問題のないものと思われま

す。以上です。

議長 只今の説明並び調査員の報告に対し、質疑・意見はありませんか。

(質疑なしと呼ぶものあり)

ないようですので、質疑・意見を終結いたします。

お諮りいたします。

日程第4号、農業振興地域整備計画変更認可申請に係る軽微な変更のための意見書(案)の整理番号3号については、報告のとおり承認することに御異議ありませんか。

(異議なしと呼ぶものあり)

御異議なしと認めます。

よって、議案第62号については、申請のとおり承認することに決定いたしました。

次に、日程第5号農地法第4条許可申請についてを議題といたします。

まず、議案内容について、事務局に説明をお願いします。

事務局 今月の農地法第4条の許可申請は2件です。  
整理番号3号の申請地は中央町〇〇番，畑，462㎡です。  
申請人は〇〇〇〇さんです。  
転用目的は貸駐車場です。  
申請事由は、「周辺地域のための貸駐車場として利用するため。」とのことです。  
申請地は，9ページに掲載してあります。  
南海自動車学校から南側約〇〇mに位置しています。  
農地の区分は都市計画用途地域内農地で，第一種中高層住居専用地域の用途指定がされており第3種農地と判断します。  
転用目的は貸駐車場で，農地の区分と転用目的は問題ないものと考えます。  
計画面積は462㎡で問題のないものと思われます。  
整理番号4号の申請地は大塚中町〇〇番，畑，704㎡です。  
申請人は〇〇〇〇さんです。  
転用目的は選花場です。  
申請事由は、「栽培した菊の選花場建設のため。」とのことです。  
農振・用途変更と同時申請になります。  
申請地は，6ページに掲載してあります。  
旧NTT社宅より北西側約〇〇mに位置しています。  
農地の区分は農用地区域内農地で，農用地利用計画指定用途に指定された農業用施設の建設であり，農地の区分と転用目的は問題ないものと考えます。  
計画面積は704㎡で問題のないものと思われます。  
以上で説明を終わります。

議長 次に，調査員から，現地調査の結果報告並びに補足説明をお願いします。  
まず，整理番号3号について，篠原委員をお願いします。

4番（篠原委員）整理番号3号について報告をします。  
12月15日，〇〇行政書士立ち合いのもと，今給黎農業委員，事務局の前原係長，新屋敷さんと現地調査をしました。  
申請地は事務局の説明の通りです。  
申請地の北側は宅地，南側は畑，東側は太陽光パネル，西側は道です。  
周囲はコンクリートブロック塀で囲まれた土地です。  
貸駐車場転用にあたり，鉄鋼スラグを敷き，東側を少し高くし，雨水は西側に排水パイプを2ヶ所設置し，西側側溝に流します。  
その他被害防除計画，資金調達計画も適正であり，やむを得ない申請ではないかと思えます。  
以上で報告を終わります。

議長 次に，整理番号4号について，今給黎委員をお願いします。

2番（今給黎委員）整理番号4号について報告をします。

12月15日、申請人である〇〇〇〇さんと〇〇行政書士立ち合いのもと、篠原農業委員、事務局の前原係長、新屋敷さんと現地調査をしました。

申請地は事務局の説明の通りです。

申請地は花の栽培が行われていましたが、現在は保全管理されています。今回、隣接の2筆を取得し、花卉選花場を建設するものです。

申請地の東側は市道、西側は公衆用道路、南側は5条申請にて取得予定の畑、北側は道と5条申請にて取得予定の畑です。

今回の選花場建設の北側には花卉ハウスがありますが境界より3m控えて選花場を建設するので、日照は確保され支障はないと思われます。西側の境界は張りコンクリート、北側はブロック積みします。排水は東側市道の側溝に処理する計画です。

現在、自宅の選花場で花の選別出荷等を行っていますが、手狭で大型のトラックが入らないため、新たに整備するもので、被害防除計画、資金調達計画も適正であり、やむを得ない申請ではないかと思ひます。

以上で報告を終わります。

ただいまの報告並びに関係議題に対し、質疑・意見はありませんか。

(質疑なしと呼ぶものあり)

ないようですので、質疑・意見を終結いたします。

お諮りいたします。

日程第5号農地法第4条許可申請の整理番号3号並びに4号については、申請のとおり許可することに御異議ありませんか。

(異議なしと呼ぶものあり)

異議なしと認めます。

よって、議案第63号は、申請のとおり許可することに決定いたしました。

次に、日程第6号農地法第5条許可申請についてを議題といたします。

まず、議案内容について、事務局に説明をお願いします。

事務局 今月の農地法第5条の許可申請は2件で、所有権の移転に関する申請が2件です。

整理番号18号の申請地は大塚中町〇〇番、畑、530㎡、大塚中町〇〇番、畑、290㎡、合計820㎡です。

譲受人は〇〇〇〇さん、農業です。

譲渡人は大塚中町〇〇番が〇〇〇〇さん、大塚中町〇〇番が〇〇〇〇さんです。転用目的は選花場・駐車場です。

申請事由は、「栽培した菊の選花場建設と駐車場として利用するため。」とのことです。

農振・用途変更と同時申請になります。

整理番号18号の申請地は、6ページに掲載してあります。

旧NTT社宅より北西側約〇〇mに位置しています。

農地の区分は農用地区域内農地で、農用地利用計画指定用途に指定された農業用施設の建設であり、農地の区分と転用目的は問題ないものと考えます。

計画面積は 820 m<sup>2</sup>で問題のないものと思われま

す。代替地も検討しましたが、適地が見つからずに、被害防除計画、資金調達計画も適正であり、やむを得ない申請ではないかと思われま

す。整理番号 19 号の申請地は仁田浦町〇〇番，畑，5,207 m<sup>2</sup>です。

譲受人は株式会社〇〇代表取締役〇〇〇〇さんです。

譲渡人は〇〇〇〇さんです。

転用目的は駐車場です。

申請事由は、「大型車両，従業員，来客用駐車場が不足しているため。」とのことです。

申請地は，14 ページに掲載してあります。

〇〇の西側に位置します。

農地の区分は集団性が 0.5ha の農業公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い「その他の農地」に該当し，第 2 種農地と判断します。

転用目的は，駐車場で，農地の区分と転用目的は問題ないものと考えま

す。計画面積は 5,207 m<sup>2</sup>で問題のないものと思われま

す。代替地も検討しましたが，適地が見つからずに，被害防除計画，資金調達計画も適正であり，やむを得ない申請ではないかと思われま

す。以上で説明を終わります。

議長 次に，調査員から，現地調査の結果報告並びに補足説明をお願いします。

まず，整理番号 18 号について，今給黎委員をお願いします。

2 番（今給黎委員）整理番号 18 号について報告をします

現地調査の日時，立会人等は先程の報告のとおりです。

申請地は事務局の説明の通りです。

申請地大塚中町〇〇番は保全管理された畑で，申請地の東側は市道，西側は道，南側は畑，北側は 4 条申請の畑です。大塚中町〇〇番は父から譲渡されるもので，申請地の東側と南側は 4 条申請地の畑，西側は道，北側は畑です。

南側と西側の境界は張りコンクリート，北側はブロック積みします。

日照，排水等につきましても先程の報告のとおりです。

その他被害防除計画，資金調達計画も適正であり，やむを得ない申請ではないかと思

います。以上で報告を終わります。

議長 次に，整理番号 19 号について，篠原委員をお願いします。

4 番（篠原委員）整理番号 19 号について報告をします。

12 月 15 日，〇〇，〇〇行政書士，〇〇，立ち合いのもと，今給黎農業委員，俵積田正康推進委員，事務局の前原係長，新屋敷さんと現地調査をしました。

申請地は事務局の説明の通りです。

申請地の東側と南側は譲受人の宅地，北側と西側は譲受人の山林です。

駐車場転用にあたり，西側が低いため，東側の土を移動し，砂利敷きにして，駐車場の北側と西側に側溝 300 mmを施し，排水は北西側の角から 250 mmパイプで排水します。

その他被害防除計画，資金調達計画も適正であり，やむを得ない申請ではないかと思えます。

以上で報告を終わります。

議長 ただいまの報告並びに関係議題に対し，質疑・意見はありませんか。

8 番（眞茅委員）整理番号 19 号なんですけども，これはなんか耕作されてたわけですか。それとも保全管理されていた。

4 番（篠原委員）2 年ぐらい前まで，〇〇〇〇さんが茶畑を作っていました。そして元の土地に戻すために茶を抜いて，今は雑草が生えている状態。何もありません。

8 番（眞茅委員）はい，分かりました。

議長 ほかにありませんか。

（質疑なしと呼ぶものあり）

ないようですので，これをもって，質疑・意見を終結いたします。

お諮りいたします。

日程第 6 号農地法第 5 条許可申請の整理番号 18 号並びに 19 号については，申請のとおり許可することに御異議ありませんか。

（異議なしと呼ぶものあり）

異議なしと認めます。

よって，議案第 64 号は，申請のとおり許可することに決定いたしました。

（白澤委員着席）

次に，日程第 7 号農用地利用集積計画の調整についてを議題といたします。まずは利用権設定関係と所有権移転関係の整理番号 7 号までを審査し，所有権移転関係の整理番号 8 号については眞茅委員退席ののちに審査いたします。

議案内容について事務局に説明をお願いします。

事務局 日程第 7 号議案第 65 号農用地利用集積計画の調整について説明いたします。

1 の利用権設定関係ですが，15～16 ページをご覧ください。大字，字，地番，地目，面積等につきましては議案書に記載のとおりです。

整理番号 161 号から 176 号まで利用権設定を受ける者〇〇〇〇さん外 15 名，利用権設定をする者〇〇〇〇さん外 26 名で設定面積は，田が 3 筆 931 m<sup>2</sup>，畑が 30 筆 30,139 m<sup>2</sup>，樹園地が 12 筆 14,615 m<sup>2</sup>，合計 45 筆で 45,685 m<sup>2</sup>です。

次に 3 の所有権移転関係が 2 件です。17 ページをご覧ください。

整理番号 7 号，譲渡人は白沢東町にお住いの〇〇〇〇さん，譲受人は白沢西町の〇〇〇〇さんです。

経営規模拡大に伴う贈与による所有権移転です。

移転する土地は 2 筆で面積は合計 3,242 m<sup>2</sup>です。

以上の内容は、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。

これで説明を終わります。

議長

ただいまの説明並びに関係議題に対し、質疑・意見はありませんか。

(質疑なしと呼ぶものあり)

ないようですので、質疑・意見を終結いたします。

お諮りいたします。

日程第7号農用地利用集積計画の調整のうち、利用権設定の整理番号161号から176号まで、並びに所有権移転の整理番号7号については、原案のとおり承認することに御異議ありませんか。

(異議なしと呼ぶものあり)

異議なしと認めます。

次に、所有権移転関係の整理番号8号について審査いたします。

農業委員会等に関する法律31条の規定により、眞茅委員の退席をお願いいたします。

(眞茅委員除斥)

所有権移転関係の整理番号8号に係る議案内容について事務局に説明をお願いします。

事務局

それでは引き続き説明いたします。

整理番号8号、譲渡人は鹿児島市にお住いの〇〇〇〇さん、譲受人はまかや町にお住まいの〇〇〇〇さんです。

経営規模拡大に伴う贈与による所有権移転です。

以上の内容は、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。

以上で説明を終わります。

議長

ただいまの説明並びに関係議題に対し、質疑・意見はありませんか。

(質疑なしと呼ぶものあり)

ないようですので、質疑・意見を終結いたします。

お諮りいたします。

日程第7号農用地利用集積計画の調整のうち、所有権移転の整理番号8号については、原案のとおり承認することに御異議ありませんか。

(異議なしと呼ぶものあり)

異議なしと認めます。

よって、議案第65号は、原案のとおり承認することに決定いたしました。

(眞茅委員着席)

なお、議案第56号の決定した案件につきましては、市長に農用地利用集積計画を定めるよう要請してまいります。

以上をもちまして、本総会の議事の全ての審議を終了しましたので、閉会いたします。

なお、この後しばらく休憩ののち、全員協議会を開催いたします。

午前 9 時 30 分 開会

枕崎市農業委員会 会長 天 達 範 隆

会議録署名委員 白 澤 敦 行

会議録署名委員 今給黎 龍 浪